院内掲示する手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9 部の通則4を含む。)及び6に掲げる手術

1.	区分1に分類される手術	手術件数
	ア 頭蓋内腫瘤摘出術等	0
	イ 苦斑下毛術	0
	ウ 鼓室形成手術等	0
	工 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2.	区分2に分類される手術	手術件数
	ア 靭帯断裂形成手術等	0
	イ 水頭症手術等	5
	ウ鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エスアンスの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	0
	オ 角膜移植術	0
	力 肝切除術等	0
	キー子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
3.	区分3に分類される手術	手術件数
	アト観骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オー内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0
4	ロハ4に八粒されて毛体の供料	
4.	区分4に分類される手術の件数	100
	ア 腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	122
5.	その他区分に分類される手術	手術件数
	人工関節置換術	15
	乳児外科施設基準対象手術	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換	奐術 6
	冠動脈、大動脈バイパス移植術	0
	(人工心肺を使用しないものを含	
	経皮的冠動脈形成術	
	経皮的冠動脈粥腫切除	0
	術及び	